

資料

令和7年度
徳島県放課後児童対策協議会

日時：令和7年6月5日（木）
場所：徳島県庁10階1001会議室

【資料一覧】

ページ数

1	徳島県放課後児童対策協議会について	
	・ 徳島県放課後児童対策協議会設置要綱	1
	・ 徳島県放課後児童対策協議会 委員名簿	2
2	放課後児童対策の実施状況について	
	・ 放課後児童対策の実施状況	3
3	放課後児童対策パッケージ2025について	
	・ 放課後児童対策パッケージ2025概要	7
	・ 放課後児童クラブの放課後子供教室との連携の状況	10
4	令和7年度事業計画について	
	・ 令和7年度当初予算資料	11
5	徳島県放課後児童クラブ対策推進部会（案）について	
	・ 徳島県放課後児童クラブ対策推進部会設置要領（案）	14

徳島県放課後児童対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の総合的な在り方の検討を行うとともにその連携・推進を図るため、徳島県放課後児童対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 対策協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策
- (2) 県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針
- (3) 安全管理方針
- (4) 人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実
- (5) 広報活動方策
- (6) 事業実施後の検証・評価

(組織)

第3条 対策協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから徳島県こども未来部長が委嘱する。

- (1) 行政関係者（教育委員会及び福祉部局）
- (2) 学校関係者
- (3) P T A 関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 放課後児童クラブ関係者
- (8) 放課後子供教室関係者
- (9) 学校支援地域本部関係者
- (10) 学校運営協議会関係者

(任期)

第4条 第3条第2項第3号から第10号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、委嘱された日から3年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 対策協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会議を主宰し、対策協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 対策協議会は、その任務を行うため、必要と認めるときは関係者から資料の提出若しくは説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 対策協議会は事務局を設置し、事務局は徳島県こども未来部こども家庭支援課及び徳島県教育委員会生涯学習課に置く。

2 事務局には、事務局長及び事務を補佐する者を若干名置き、事務を処理する。

3 事務局長には、こども家庭支援課長をもって充てる。

(部会)

第8条 対策協議会の目的を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の運営については、別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は、会長が対策協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

徳島県放課後児童対策協議会 委員名簿

(令和7年4月1日時点、五十音順、敬称略)

氏名	所属等
阿部 知彦	徳島県PTA連合会監事
猪子 研司	つるぎ町立貞光小学校校長
岩佐 洋志	阿南市教育委員会教育部生涯学習課
岡山 千賀子	徳島文理大学人間生活学部児童学科教授
小川 千代美	渭東第一学童保育所放課後児童支援員
岸本 あけみ	脇町・岩倉小学校区放課後子ども教室コーディネーター
佐藤 奈美	小松島市保健福祉部こども保育課
鈴木 尚子	徳島大学人と地域共創センター准教授
田中 旬	藍住町福祉課
豊田 大之介	板野町教育委員会公民館長兼社会教育指導員
西中 康	徳島県学童保育連絡協議会会長
増田 恭子	撫養クラブ子ども教室コーディネーター
三金 直子	北島中央児童館館長
村松 由文	神山町神領小学校校長

放課後児童健全育成事業

【事業の内容・目的】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る（児童福祉法第6条の3第2項）。

【実施主体】 市町村

【対象児童】 留守家庭の小学生

【利用者負担】 あり

《運営費の負担の考え方》

保護者 1 / 2	国	1 / 6
	県	1 / 6
	市町村	1 / 6

【開所日数】 原則年間 250 日以上

【開所時間】 授業日：原則 3 時間以上
休業日：原則 8 時間以上

【職員】 放課後児童支援員、補助員

【実施数】 19 市町村 196 クラブ（令和 7 年 4 月 1 日現在）

【実施場所】

学校の余裕教室	31 箇所	(15.8%)
学校敷地内専用施設	47 箇所	(23.9%)
公有地専用施設	48 箇所	(24.4%)
公的施設	23 箇所	(11.7%)
児童館・児童センター	17 箇所	(8.6%) など

【運営主体】

公立公営	6 箇所
公立民営	185 箇所
民立民営	5 箇所
(内訳)	

運営委員会	128 箇所
社会福祉法人	27 箇所
株式会社	21 箇所
市町村	6 箇所
NPO法人	6 箇所
保護者会	5 箇所
学校法人	2 箇所
その他	1 箇所

【認定資格研修実績】

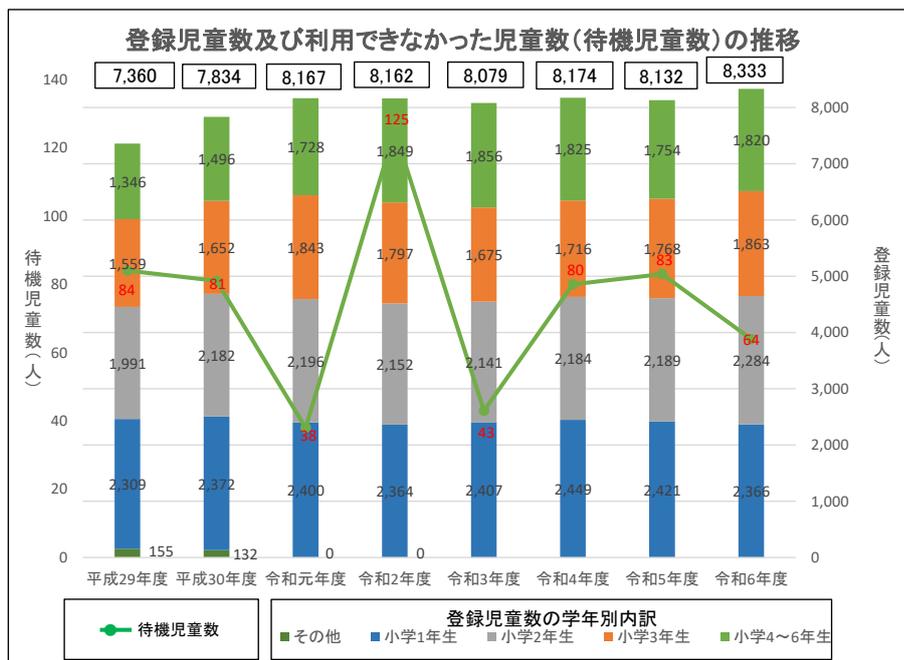
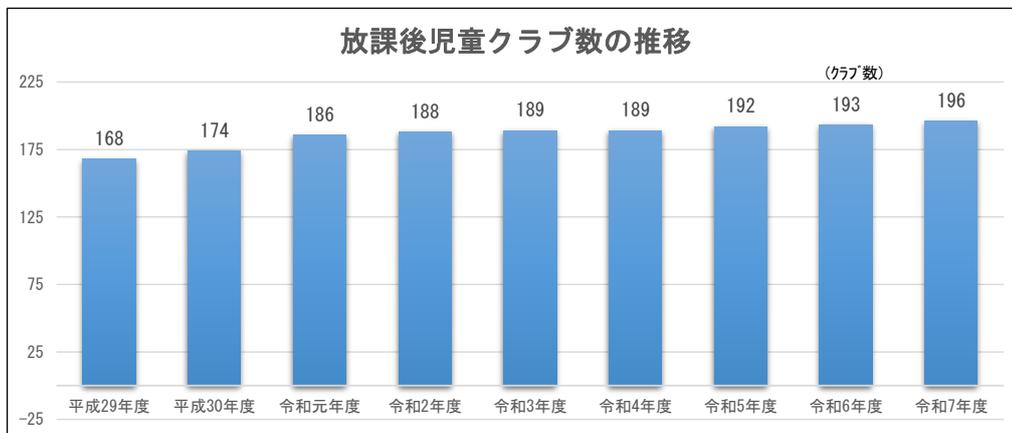
年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
放課後児童支援員 認定数（累計）	202	350	485	616	723	829	915	995	1126	<u>1208</u>

放課後児童クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移

令和7年度4月1日時点

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
クラブ数	168	174	186	188	189	189	192	193	196
登録児童数(人)	7,360	7,834	8,167	8,162	8,079	8,174	8,132	8,333	調査中
利用できなかった児童数(待機児童数)(人)	84	81	38	125	43	80	83	64	調査中

※令和2年度は7月1日時点



放課後子供教室推進事業

県内の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

- 【対象】 希望する全ての子供
- 【主な必要経費】
 - 謝金（地域コーディネーター・協働活動リーダー・学習支援員等）
 - 保険料（地域コーディネーター・協働活動リーダー・学習支援員等）
 - 消耗品
 - 備品（開設初年度）1か所あたり補助対象経費21万円を上限
 連携型実施：21万円→**上限45万円**
 校内交流型実施：42万円→**上限50万円**
 （既存の教室）新たに連携型実施：対象外→**上限21万円**
 新たに校内交流型実施：21万円→**上限25万円**
- 【補助率】 補助対象経費について、国・県・市町村 1/3ずつ
- 【利用者の負担】 基本的になし（保険料・材料費は自己負担）
- 【開設日】 年間200日以下
 1日あたり4時間以内、休業日で特に必要な場合は8時間以内
 週に1日の開設、第2第4土曜日開設なども可

放課後子供教室

小学校区(複数校区も可)

地域コーディネーター

学校や関係機関との連絡調整、人材確保、人員配置、活動プログラムの作成、参加呼びかけなど



依頼

各教室では

協働活動リーダー

子供たちの活動をサポート



学習支援員

特別な知識や経験等を活用し学習を支援



活動内容



体験活動



学習活動



交流活動

市町村【運営委員会】

☆活動内容や運営方法等を検討

<委員構成>

行政関係者・学校関係者
 ・PTA関係者・社会教育関係者・学識経験者等



実施

放課後児童クラブ

希望する児童も参加!



【校内交流型】

同一小学校区内等で両方を実施しているもの

☆ 安心・安全な活動場所の活用

☆ 希望する全ての児童に多様なプログラムの実施

放課後児童対策の市町村別実施状況(令和7年4月1日時点)

市町村名	放課後子供教室	放課後児童クラブ	児童館	合計
徳島市	1	55	20	76
鳴門市	8	11	1	20
小松島市	3	13	3	19
阿南市		25	4	29
吉野川市	2	18	3	23
阿波市		10		10
美馬市	10	8		18
三好市	2	14		16
勝浦町		2		2
上勝町	1	1		2
佐那河内村	1	1		2
石井町	1	8		9
神山町	2	2		4
那賀町	4			4
牟岐町	1			1
美波町			1	1
海陽町	3			3
松茂町		4		4
北島町	1	1	5	7
藍住町		13	8	21
板野町	3		3	6
上板町		4		4
つるぎ町	2	2		4
東みよし町	2	4		6
徳島県				0
合計	47	196	48	291

喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がった**3つの課題**に対応した**6つの対応策**を追加して整理。

3つの課題

①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（時期）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（学年）
- ・一部の自治体において特に発生（地域）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で全体の4割（R5と同様）

6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大さい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせるとのしない管理運営等の好事例の共有。

②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。

③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組みむべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保 2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 施設整備に係る補助率の向上(R6補正)
- ② 学校(校舎、敷地)内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進(補助引き上げ)
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進(補助引き上げ)
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援(R6補正)
- ⑧ エモールコンセンションによる事業所整備の周知

放課後児童クラブの実施状況

(R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

3) 適切な利用調整(マッチング)

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4) 定期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援(R7拡充)
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進(R7拡充)
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)(一部R6補正、R7拡充)
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応(一部R6補正)
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業(R6補正)
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進(好事例周知、機運醸成等)
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全てを学校施設を活用できるように>

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) こども・子育て当事者の意見反映について

- ③ 質の向上に資する研修の充実
 - ① 放課後児童対策に関する研修の充実
 - ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組(一部R6補正)
 - ③ 事故防止への取組
 - ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
 - ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
 - ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

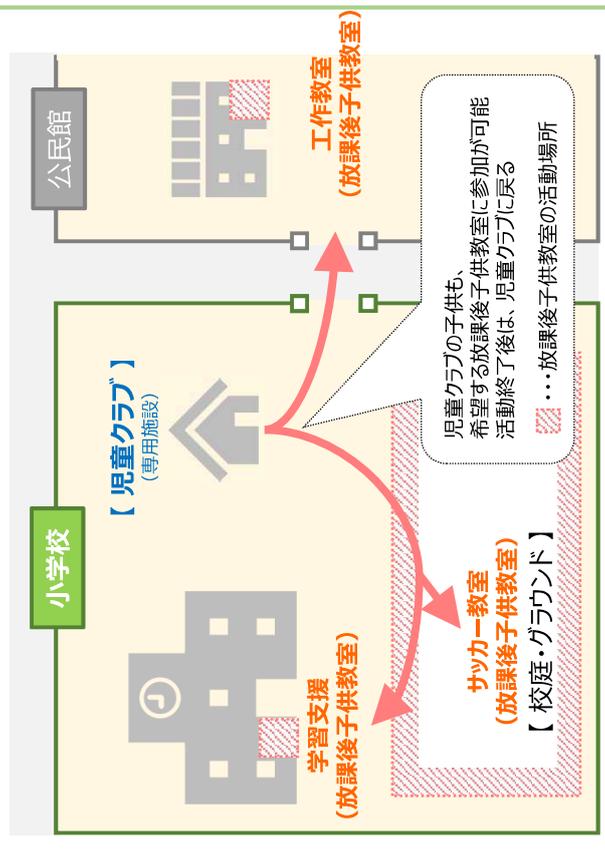
- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- ▶ 同一の小学校内で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

月	火	水	木	金	土	日
		15:30～18:30			08:30～18:30	実施なし
		クラブの子供も参加 学校敷地内 専用施設				

月	火	水	木	金	土	日
		15:30～17:30 (毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室 学習支援			10:00～12:00 (毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室	
		実施なし			公民館 (隣接)	
						実施なし



連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小学校内で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

放課後児童クラブにおける放課後子供教室との連携の状況

■放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施状況(各年度5月1日現在)

実施状況	R5	R6	増減
同一小学校区内で 放課後子供教室を実施	35 (18.2%)	34 (17.6%)	-1
うち放課後子供教室の 活動プログラムに参加している	26 (13.5%)	22 (11.3%)	-4
うち同一小学校区内で実施	7 (9.0%)	7 (9.1%)	0

注1:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、
()内は全クラブ数(令和5年度:192、令和6年度:193)に対する割合

注2:「うち同一小学校区内で実施」における()内は、
学校内で実施するクラブ数(令和5年度:78、令和6年度:77)に対する割合

(参考)実施場所別放課後児童クラブ数(令和7年度4月1日現在)

実施場所	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	68	70	75	75	78	77	78
学校の余裕教室	28	29	30	29	30	30	31
学校敷地内専用施設	40	41	45	46	48	47	47
児童館・児童センター	17	16	16	17	17	17	17
公的施設利用	28	26	24	22	23	23	23
民家・アパート	11	8	7	7	8	10	10
保育所	1	0	0	0	0	0	0
公有地専用施設	36	42	46	48	48	48	48
民有地専用施設	4	6	4	3	3	3	4
幼稚園	4	7	7	3	3	3	3
団地集会室	0	1	1	0	0	0	0
商店街空き店舗	10	6	3	6	5	5	4
認定こども園	2	2	2	3	3	3	5
その他	5	4	4	5	4	4	4
合計	186	188	189	189	192	193	196

※令和元年度および令和3～6年度は5月1日時点

※令和2年度は7月1日現在

放課後児童対策の推進

背景

① 子ども・子育て支援新制度 (H27.4施行)

- ・放課後児童クラブの対象児童の拡大(おおむね10歳未満→小学生) → **放課後児童クラブのニーズ量が増加**
- ・設備・運営の基準について、国の基準を参酌し、市町村が条例で規定(専用区画面積、集団の規模等)
- ・放課後児童支援員認定資格研修の実施など、**従事者の確保・質の向上のための取組の推進**

② 「新・放課後子ども総合プラン」 (H30.9策定)

- ・放課後児童クラブの計画的な整備【2023年度までに全国で約30万人分の受け皿を整備】

- ・放課後子供教室と一体的に又は連携した実施を推進

③ 「放課後児童対策パッケージ」(R5.12通知)

- ・放課後児童クラブの受け皿整備等の推進
- ・全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

④ 「放課後児童対策パッケージ2025」(R6.12通知)

- ・放課後児童対策パッケージに基づく取組を進める中で
浮かび上がった課題を踏まえ、新たな取組を追加



質の向上・量の拡充を総合的に推進

放課後子ども総合プラン推進事業 (42,742千円)

1. 放課後児童支援員等の質の向上に向けた取組み

- ① **放課後児童支援員認定資格研修事業** (国・県各1/2)
放課後児童支援員として必要な知識・技能の習得研修の実施及び認定を行う。
【全国一律のカリキュラムに基づいて実施】
- ② **放課後児童支援員等資質向上研修事業** (国・県各1/2)
放課後児童支援員等の資の向上を目的とした研修を実施する。
(放課後子供教室関係者、児童館職員との合同研修も実施)

2 放課後児童クラブの受け皿確保に向けた取組み

- ③ **放課後児童クラブ施設整備事業** (国・県・市町村各1/3)
放課後児童クラブの施設整備を支援、放課後子供教室との連携を推進する。
- ④ **放課後児童クラブ運営費補助【県単】** (県・市町村各1/2)
国庫補助対象とならない小規模(9人以下)放課後児童クラブの運営を支援する。

R7整備予定:
1市1町 2施設

放課後児童対策事業 (731,836千円)

- ⑤ 放課後児童対策事業 (国・県・市町村各1/3)
放課後児童クラブの運営を安定的かつ円滑に行うため、
運営の補助を実施する。(開所時間の延長、
障がい児の受入れ体制整備、職員の処遇改善等)

R7実施予定:
19市町村196クラブ

放課後児童クラブ利用料補助金 (25,000千円)

- ⑥ 放課後児童クラブ利用料補助金 (県・市町村各1/2)
「小1の壁」を打破するとともに、多子世帯等における経済的
負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料無料化に取
り組む市町村に対し補助を行う。

R7実施予定:13市町村

放課後児童応援隊事業 (4,627千円)

- ⑦ 専門知識や豊富な経験を有する「アドバイザー」を各クラブへ派遣し、
助言を行うことで、クラブが抱える課題を解決し、質の向上を図る。
また、放課後の多様な体験活動等の機会を創出するため「サポー
ター」の募集、派遣を行う。

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を実現!

放課後児童クラブ応援アドバイザー派遣事業

県では、放課後児童クラブ同士の交流の場づくりのサポートや様々な課題に対して、豊富な経験と知識を有する専門家（放課後児童クラブ応援アドバイザー）を派遣する取組を実施しています。



○ステップ1

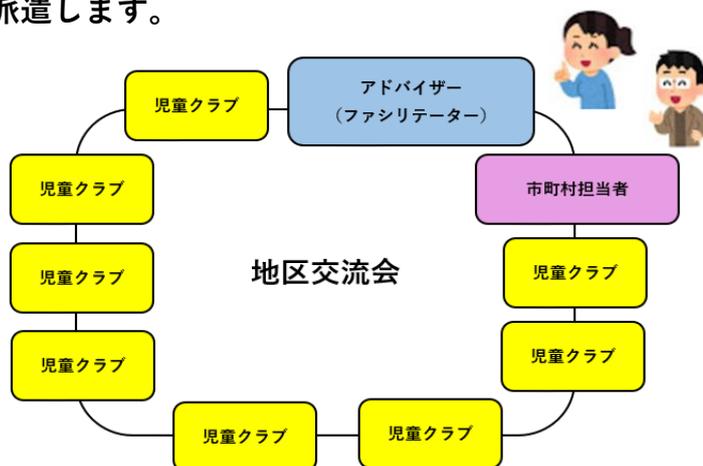
各放課後児童クラブが抱える共通課題等に関して、課題解決のヒントやきっかけを得ること、児童クラブ同士がつながることを目的とした「地区交流会」に、ファシリテーターとして、アドバイザー（2名程度）を派遣します。

<地区交流会の分け目安>

- ・児童クラブ10～20カ所程度
- ・市町村単位もしくは近隣市町村と合同
- ・市内のクラブ数が多い場合は、地区分けを行う。（徳島市・阿南市）

<市町村担当課へのお願い>

- ・地区交流会の開催
- ・県へのアドバイザー派遣要請



○ステップ2 ※ステップ2 アドバイザー派遣のみの利用も可。

希望する地区交流会、児童クラブ等に対し、アドバイザーを派遣し、課題解決に向けた取組を進めます。

①人材活用・運営コース

- ・民間学童運営者による先進的取組の紹介・人材育成等に係る助言
- ・税理士による運営（会計）に係る助言
- ・社会保険労務士による労務管理（処遇改善）に係る助言 等



②こどもの処遇コース

アドバイザーを研修講師として活用

- ・課題に添った具体的な相談・きめ細やかな助言等も可能。

（アドバイザー例）

- ・遊び・レクリエーション
- ・発達障がいを持つ子どもへの対応
- ・子どもや保護者への関わり方
- ・防災対策への助言



※アドバイザーの謝金は県が負担します。

※事業の詳細は、「放課後児童クラブ応援アドバイザー派遣事業実施要綱」を確認してください。

<この事業に関するお問い合わせ>

徳島県子ども未来部子ども家庭支援課ひとり親家庭・居場所づくり担当

TEL: 088-621-2731

メール: kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp



担当：教育委員会生涯学習課

【令和7年度要求額 53,800千円のうち 40,000千円（当初）】

地域と学校の連携・協働強化事業

【補助要件】 ●コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
 ●地域学校協働活動推進員等を配置すること

【補助率】 国・県・市町村 各1/3

- 背景**
- 地域の教育力の低下
 - 家庭の孤立化
 - 子供を取り巻く環境の多様化

- 施策**
- 地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える体制の構築（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進）
 - 地域住民による放課後や週末等の教育活動の充実や学校の様々な教育活動支援

放課後子供教室

放課後等における多様な学びや体験活動の実施

- 学習支援（宿題、読み聞かせ、英語、プログラミング等）
- 体験プログラム（防災学習、避難訓練、芸術教室、自然観察等）
- スポーツ活動（体操、ダンス、バドミントン、テニス、ボール等）



絵画教室（夏休み）



茶道教室



老人会と一緒に

学校

保護者

地域住民

大学生

教員OB

企業

NPO他

地域人材・資源の積極的な活用



地域と学校の連携・協働

放課後児童クラブとの連携強化

全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことのできる環境を整備する。

徳島県放課後児童対策協議会
徳島県放課後児童クラブ対策推進部会設置要領（案）

（設置）

第1条 徳島県放課後児童対策協議会設置要綱第8条の規定に基づき、徳島県放課後児童クラブ対策推進部会（以下「部会」という。）を置く。

（役割）

第2条 部会は、放課後児童クラブにおける人材の確保や場の確保を行うための手法に関することについて検討を行う。

（構成員）

第3条 部会は、次の各号に掲げる者（以下「部会員」という）により構成する。

（1）別表一に掲げる者

（2）放課後児童クラブを設置する各市町村の「放課後児童クラブ」担当課（別表二）の職員

（部会長）

第4条 部会に、部会長1名を置き、徳島県放課後児童対策協議会の委員長がこれに当たる。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（部会）

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

3 部会長は、部会の運営上必要な場合は、部会員以外の者を部会に出席させて、説明を求めたり、意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 部会は事務局を設置し、事務局は徳島県こども未来部こども家庭支援課及び徳島県教育委員会生涯学習課に置く。

2 事務局には、事務局長及び事務を補佐する者を若干名置き、事務を処理する。

3 事務局長には、こども家庭支援課長をもって充てる。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表一

(五十音順)

氏名	所属等	備考
阿部 知彦	徳島県PTA連合会監事	
岡山 千賀子	徳島文理大学人間生活学部児童学科教授	
中村 桂子	山瀬学童保育所のびのびクラブ	
西中 康	徳島県学童保育連絡協議会会長	

別表二

所属	備考
徳島市子育て支援課	
鳴門市子育て支援課	
小松島市こども保育課	
阿南市生涯学習課	
吉野川市こども未来課	
阿波市子育て支援課	
美馬市子どもすこやか課	
三好市子育て支援課	
勝浦町福祉課	
上勝町住民課	
佐那河内村健康福祉課	
石井町社会教育課	
神山町健康福祉課	
松茂町福祉課	
北島町子育て支援課	
藍住町福祉課	
上板町民生児童課	
つるぎ町生涯学習課	
東みよし町福祉課	

令和7年度以降の本委員会の方向性について

～令和6年度

徳島県放課後子ども・ 総合プラン推進委員会

- 目的
放課後児童クラブ及び放課後
子供教室のあり方を検討すると
ともにその連携・推進を図る。

- 委員
行政関係者
学校関係者
PTA関係者
社会教育関係者
児童福祉関係者
学識経験者
放課後児童クラブ関係者
放課後子供教室関係者

- 内容
放課後児童対策事業実績
放課後児童対策事業計画

令和7年度～

徳島県放課後児童 対策協議会

- 目的
放課後児童クラブ及び放課後
子供教室のあり方を検討すると
ともに、こどもが施設で安全・
安心に過ごするための取組を推進
する。

- 委員
行政関係者
学校関係者
PTA関係者
社会教育関係者
児童福祉関係者
学識経験者
放課後児童クラブ関係者
放課後子供教室関係者

- 内容
放課後児童対策事業実績
放課後児童対策事業計画

徳島県放課後児童 クラブ対策推進部会



- 目的
放課後児童クラブにおける「人材の
確保」や「場の確保」を行うための手
法を検討する。

- 委員
放課後児童クラブ市町村担当者
放課後児童クラブ関係者
有識者
PTA関係者

- 内容
県内の現状や課題の共有
課題を解決した先進事例の共有